

平成16年3月4日
農 林 水 産 省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

I 山口県における発生（第1例目）について

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

2 発生の経過

- (1) 平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月12日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患者と確定された。
- (2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月13日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。
- (3) その後、分離されたウイルスは、動物衛生研究所における遺伝子解析により、
 - ① 鳥由来のものと判断されること、
 - ② 香港やベトナムで鳥から本病に感染した人から分離されたウイルス株とは異なっていることが明らかになっている。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施した。
- (2) 発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じたところである。このうち、発

生農場の防疫措置については、1月21日に完了した。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、
発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

(3) 1月15日、専門家による会合（第2回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。

① まん延防止措置等については、

ア 当面、防疫マニュアルに沿ったまん延防止措置を徹底すること

イ 清浄性確認は臨床症状の有無を基本に実施すること

ウ ワクチンの使用については、現状では適切でないが、万一、発生が拡大した場合等に備えその備蓄を検討すること

② 感染経路の究明については、引き続き、疫学関連農場等の調査等を進めること 等

(4) 2月3日、専門家による会合（第3回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。

① 清浄性確認については、マニュアルに基づき立入検査、抗体検査、ウイルス分離検査を進めること

② 移動制限の解除については、清浄性確認の検査結果を踏まえ、本小委員会の助言も得ながら検討すること

③ ワクチンの備蓄については、現時点で使用することは不適切であるが、万が一まん延防止のために使用せざるを得ない場合には、家畜伝染病予防法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事の指示に従い、計画的・組織的に使用することとされ、具体的な方法については本小委員会の意見を聴くこと

また、これまでの疫学調査等で感染経路として疑われるような人、車両等の出入りは確認されておらず、県内の養鶏場等にも異常がないこと等が報告された。

(5) 2月14日、移動制限区域内の養鶏農家を対象に実施した清浄性確認のための検査において、全ての鶏群において異常を認めず、また、抗体検査及びウイルス分離検査で全ての検体について陰性が確認された。

同日、山口県から、移動制限措置の期間について協議があり、農林水産省からは、2月19日午前0時までとする方向で検討中であるが、2月18日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部において確認した上で改めて連絡する旨回答した。

(6) 2月18日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部において、移動

制限措置は2月19日午前0時までとすることを確認した。

4 その他

農林水産省では、2月3日、移動制限期間中に出荷できない鶏卵について、鶏卵価値の減少に対する補てん（減少額の1／2）、輸送及び保管に対する補助（補助率1／2）を行う事業（高病原性鳥インフルエンザまん延防止措置緊急対策）を実施することとした。

Ⅱ 大分県における発生（第2例目）について

1 発生の概要

所在地：大分県玖珠郡九重町^{くす このえ}

飼養状況：14羽（チャボ13羽、あひる1羽）

2 発生の経過

(1) 平成16年2月16日夜、管轄家畜保健衛生所から大分県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、動物衛生研究所において死亡鶏の病性鑑定を行ったところ、2月17日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。

(2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏の病性鑑定を行っていたところ、2月19日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。

なお、これは、タイ、ベトナム、韓国等アジア各国及び山口県で分離されているウイルスと同一であるが、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにすることは困難であり、引き続き、感染経路の特定のための疫学調査を実施することとしている。

3 防疫対応の状況

(1) 既に、飼養鳥は、死亡したか又は検査のため全羽処分済みである。

(2) 初動防疫措置として、発生場所について既に部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施している。

(3) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生場所の消毒、周辺における移動制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じているところである。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

発生農場を中心とした半径30 km以内の区域で実施

(4) 2月23日、専門家による会合（第4回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。

① 発生時には、その後の疫学的検討に資するよう、防疫従事者の感染防御に万全を期しつつ、適切な採材等に努めること

② 移動制限区域の取扱いについては、発生が小規模であったこと等も踏まえ、マニュアルの規定を踏まえつつ、第1次清浄化確認検査で異常が認められなかった区域については、順次、移動制限区域から搬出制限区域に変更し、さらに、第2次清浄性確認検査で異常が認められなければ、搬出制限区域を縮小することが適当であること

③ 2例目の発生も踏まえ、全国的な監視体制及び発生予防対策の強化を図ること

④ 1例目における防疫対応の経験を踏まえ、今後の移動制限の範囲・期間の具体的な運用やモニタリングの方法等について、今後事務局でマニュアルの改正案を作成し、委員の意見を聞くこと

(5) 2月27日、移動制限区域における第1次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、大分県からの農林水産省に対する協議の結果、2月28日午前0時をもって移動制限区域を縮小し、発生場所から半径5 km から30km までの区域については搬出制限区域に切り替えることとした。

(6) 3月3日、第2次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、3月4日午前0時をもって、発生場所から半径5 km までの移動制限区域を残し搬出制限が解除された。

Ⅲ 京都府における発生（第3例目）について

1 発生の概要

所在地：京都府船井郡丹波町

飼養状況：採卵鶏農場（飼養羽数：198,000羽）

2 発生の経過

(1) 平成16年2月26日深夜、京都府から農林水産省に鳥インフルエンザを疑う旨の連絡があり、動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、2月28日、H5亜型のA型インフルエ

ンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。

- (2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏の病性鑑定を行っていたところ、3月1日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。

なお、これは、タイ、ベトナム、韓国等アジア各国及び山口県で分離されているウイルスと同一であるが、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにすることは困難であり、引き続き、感染経路の特定のための疫学調査を実施することとしている。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について、既に、部外者の立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施した。また、発生農場を中心とした半径30km以内の区域について移動自粛を要請した。
- (2) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、消毒、周辺農場における移動制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じているところである。

※ 移動の制限：鶏等の家さん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

- (3) 発生農家では、2月20日頃から異常を疑う多数の死亡が発生していたものの、京都府に報告せず、その一方で、2月25日、26日には鶏を兵庫県及び愛知県の食鳥処理場に出荷していた。

- ① このうち、兵庫県の食鳥処理場において、未処理であった鶏の簡易検査を実施したところ、2月28日陽性となり、ウイルスも分離されたため患畜とされた。また、岡山、広島両県から26日、27日に当該食鳥処理場に搬入され、未処理であった鶏についても簡易検査を実施したところ、同日、岡山県からの鶏について陽性が確認された。

また、この検査材料について、(独)動物衛生研究所に送付し、ウイルスの型別を行った結果、3月1日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

兵庫県では、2月28日、当該食鳥処理場について、消毒と部外者の立入制限を行うとともに、半径30km以内の農場に移動自粛を要請し、立入検査を実施することとしていたが、29日、関連農場等が特定できたことから、移動自粛の範囲を半径5kmと

し、区域内の農場について疫学調査を実施することとしている。

- ② また、兵庫県の食鳥処理場で処理された食鳥残さが香川県の化製処理場で処理されており、3月1日、この食鳥残さについて検査を行ったところ、インフルエンザウイルスが確認された。この検査材料について、(独)動物衛生研究所に送付し、ウイルスの型別を行った結果、3月2日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。しかし、化製処理後のフェザーミール及びチキンミールについて同様に検査を行ったところ、インフルエンザウイルスは確認されなかった。香川県では念のため、当該処理場を改めて消毒するとともに、同処理場の営業自粛を要請した。

- ③ 愛知県の食鳥処理場で処理された食鳥残さが三重県の化製処理場で処理されていたが、同処理場では牛由来残さを処理していることから、化製処理後のミールは焼却されている。三重県では念のため当該処理場について消毒を実施した。

- ④ 一方、愛知県の食鳥処理場においては、当該鶏は全て食鳥処理済みとなっており、食用以外のものの一部が出荷されていることが判明したが、既に返送されている。

愛知県においても、関連農場の疫学調査を実施することとしている。

- (4) 3月3日、専門家による会合(第5回家きん疾病小委員会)を開催し、以下のような助言をいただいた。

- ① 発生の確認の遅れも踏まえ、当面、半径30 kmの移動制限区域を維持し、第1次清浄性確認が終了した時点で今後の取扱いを検討すること。
- ② 発生農家から鶏が出荷された食鳥処理場等については、京都からウイルスが侵入したものと考えられることから移動制限はかけず、疫学関連農家等の調査を徹底すること。
- ③ 今回、発生確認まで時間を要したこと等を踏まえ、都道府県、関係団体に対し、発生防止対策と監視強化について再度徹底すること等